

金 監 督 第 69 号
令和 6 年 1 月 19 日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 栗 田 照 久

自動車損害賠償保障法第 33 条第 1 項後段及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和 6 年 4 月 1 日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、同法第 10 条の 4 第 1 項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 3 項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 5 項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

(案)

令和6年1月19日

金融庁長官 栗田 照久 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友敬

令和6年1月19日付金監督第69号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

1. 特定小型原動機付自転車は、既存の原動機付自転車とはリスク特性が異なる新たなモビリティとなることから、車種区分として新設し、そのリスク特性等を勘案した保険料水準とすることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和6年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	6, 9 1 0	8, 5 6 0	1 0, 1 7 0	1 1, 7 6 0	1 3, 3 1 0
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	6, 6 5 0	8, 0 4 0	9, 4 0 0	1 0, 7 3 0	1 2, 0 4 0

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	5, 4 1 0	5, 5 9 0	5, 7 6 0	5, 9 3 0	6, 1 0 0
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	5, 4 0 0	5, 5 6 0	5, 7 2 0	5, 8 9 0	6, 0 4 0

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	5, 4 1 0	5, 5 9 0	5, 7 6 0	5, 9 3 0	6, 1 0 0
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	5, 4 0 0	5, 5 6 0	5, 7 2 0	5, 8 9 0	6, 0 4 0

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)
原 動 機 付 自 転 車	一 般 原 動 機 付 自 転 車	5, 4 1 0	5, 5 9 0	5, 7 6 0	5, 9 3 0	6, 1 0 0
	特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車	5, 4 0 0	5, 5 6 0	5, 7 2 0	5, 8 9 0	6, 0 4 0

金 監 督 第 68 号
令和 6 年 1 月 19 日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 栗 田 照 久

自動車損害賠償保障法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納を可能とするため変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
2. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 3 項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納を可能とするため変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

(案)

令和6年1月19日

金融庁長官 栗田 照久 殿

自動車損害賠償責任保険審議会

会長 藤田 友敬

令和6年1月19日付金監督第68号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能とするため変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、異議はない。
2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能とするため変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、異議はない。